



鳥取県公報

平成18年 8月29日(火)
第 7 8 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（623・624）（森林保全課）	1
調達公告	総合評価一般競争入札の実施（林政課）	2

告 示

鳥取県告示第623号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市岩坪字東谷1326の1から1326の4まで、1327、1327の1から1327の5まで、字中椀谷北1654の21から1654の34まで、1654の51、1654の52、字木朽谷山1655の1から1655の17まで、字奥椀谷西1656の1、1656の4、字奥椀谷東1658の1、1658の3、字寺谷原山1659の1から1659の10まで、字柳枝谷山1660の12、1660の13、1660の18から1660の33まで、1660の37、1660の38、1660の41、1660の42

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第624号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町上地字水無シ877の1、877の2、877の3・877の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、877の5、字扇ノ山878の1・878の5・878の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、878の7、878の8（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県森林GIS開発業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県林業関係部署が保有する森林計画図、森林簿を中心とした各種情報を電子的に記録・保存し、その情報を必要に応じて県庁及び各総合事務所において修正、閲覧することにより日々の業務の効率化・円滑化に資するシステム（以下「鳥取県森林GIS」という。）を開発し、必要なデータの整備及びシステムの保守を行うものである。

なお、選定された者は、次の業務を行うものとする。

ア 鳥取県森林GISの基本設計及び詳細設計並びにシステムの開発

イ 鳥取県森林GISのデータ整備

ウ 鳥取県森林GISの保守

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林政課 他

(5) 履行期間 契約の日から平成25年3月25日まで

(6) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める提案書等（以下「提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 予定価格 52,065,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成18年8月29日（火）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成18年8月29日（火）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 入札書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成18年9月8日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 本業務を遂行できる主任技術者1名、担当技術者1名及び照査技術者1名（合計3名で、それぞれ兼任はできない。）を配置でき、それぞれ次に掲げる情報系資格又は林業系資格を1つ以上有していること。

なお、技術者3名のうち1名以上が情報系資格を有していること。

情報系資格	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門について、技術士法（昭和59年法律第255号）第2条第1項に規定する技術士をいう。ただし、情報工学部門における技術士と同等以上の知識を有すると認められる博士等については、技術士とみなす。） ・技術士補（情報工学部門について、技術士法第2条第2項に規定する技術士補をいう。） ・情報処理技術者（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条に規定する情報処理技術者試験に合格した者をいう。）
林業系資格	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（森林）又は森林部門について、技術士法第2条第1項に規定する技術士をいう。ただし、林業部門における技術士と同等以上の知識を有すると認められる博士等については、技術士とみなす。） ・技術士補（森林部門について、技術士法第2条第2項に規定する技術士補をいう。） ・森林情報士（社団法人日本森林技術協会の実施する森林情報士養成研修のうち森林GIS部門

(1級)の研修を受講し、かつ、同協会理事の定める森林情報士登録者名簿に登録された者をいう。)

・RCCM(社団法人建設コンサルタンツ協会が行うRCCM資格試験(森林土木部門)に合格し、かつ、同協会のRCCM登録簿に登録され、登録証書を交付された者をいう。)

・林業普及指導員(森林法(昭和26年法律第249号)第187条に規定する者をいう。)

カ オの技術者3名全員が情報系資格のみ保有の場合、うち1名以上が平成13年度以降に国又は都道府県が発注した森林GISシステム開発業務に主体的に関わり、完遂した実績を有していること。

キ オの主任技術者及び担当技術者のうち1名以上が平成13年度以降に国又は地方公共団体が発注したGISシステム開発業務に主体的に関わり、完遂した実績を有していること。

ク この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ケ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が2の(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 共同企業体において2の(1)のオからキまでの要件を満たす技術者3名を配置できること。

ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部林政課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部林政課森林環境係

電話 0857-26-7301

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成18年8月29日(火)から同年9月12日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3697>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成18年8月29日(火)から同年9月12日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書

便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年10月10日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取県農林水産部会議室（鳥取県庁本庁舎4階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の(1)のオからキまでの要件を満たしていることを証明できる書類を、4の(1)の場所に平成18年9月15日（金）午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 本入札日後、別途入札者に通知する日に、担当技術者及び主任技術者によるヒアリングを予定しているので、対応できるよう準備しておくこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、1の(7)に示す予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記落札者決定基準に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

価格点 = $400 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$

(4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高いものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、合計点数が最も高い者を落札者とする。

(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、加点の高い者を優先し、なお決定しない場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者

はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 支払条件

債務負担により各年度の支払額の上限は次のとおりとする。

平成18年度 34,633,200円

平成19年度 9,979,200円

平成20年度 1,490,580円

平成21年度 1,490,580円

平成22年度 1,490,580円

平成23年度 1,490,580円

平成24年度 1,490,580円

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Grobal Information System of Forest for Tottori Prefectural Government : 1 set

(2) Time - limit for the submission of documents for the qualification confirmation :

5:00 PM 15 September, 2006

(3) Time - limit for the submission of tenders : 2:00 PM10 October, 2006

Time - limit for the submission of tenders by registered mail : 12:00 AM10 October, 2006

(4) Please contact :

Forest Manegement Division, Tottori Prefectural Government, 1 - 220 Higashi - machi,

Tottori - shi, Tottori - ken,680 - 8570, Japan,

TEL 0857 - 26 - 7301

別記 落札者決定基準

評価項目	評価の内容	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
技 術 点	1 主任技術者の能力及び実績	(1) 資格の保有状況 (2) 実績の種類及び件数	・情報系、林業系の資格の種類及び数 ・本業務の内容に近いシステムの構築実績があること。また、森林計画図のポリゴン化実績があること。 ・構築したGISシステムの件数	50
	2 担当技術者の能力及び実績	(1) 資格の保有状況 (2) 実績の種類及び件数	・情報系、林業系の資格の種類及び数 ・本業務の内容に近いシステムの構築実績があること。また、森林計画図のポリゴン化実績があること。 ・構築したGISシステムの件数	50
	3 照査技術者の能力及び実績	(1) 資格の保有状況 (2) 実績の種類及び件数	・情報系、林業系の資格の種類及び数 ・本業務の内容に近いシステムの構築実績があること。また、森林計画図のポリゴン化実績があること。 ・構築したGISシステムの件数	20
	4 主任技術者及び担当技術者の能力	業務理解度	・本業務内容を全体的に理解していること。	20
	5 障害対応	業務実績における障害対応状況	・技術者が国又は地方公共団体が構築したGISシステムの障害に対して適切な対応が行われていること。	20
	6 ISO9001の取得	ISO9001取得状況	・事業者がISO9001を取得していること。 ・共同企業体の場合、参加全社がISO9001を取得していること。	40
	7 セキュリティの状況	(1) 個人情報保護認証取得状況 (2) セキュリティ対策	・プライバシーマーク、ISMSを取得していること。 ・データのセキュリティ対策がとられていること。	30
	8 パフォーマンス	(1) システム応答性 (2) アクセス増大の応答性への影響	・表示、検索についての応答時間及びその根拠 ・他のシステム構築業務において同様の応答時間で対処した実績があること。 ・アクセス件数の増大が上記応答時間にどの程度影響するか具体的に記載され、その根拠が示されていること。 ・パフォーマンス向上の手法が適当であること。	40
	9 基本設計	業務分析手法	・森林・林業業務の分析手法が具体的かつ確に示されていること。 ・基本設計の手法が優れていること。	80
	10 データ整備	(1) データ整備手法 (2) データの検査手法	・データ整備の手法が具体的に記載され、十分検討されていること。 ・整備したデータの検査手法が適正であること。 ・不一致データの処理方法が具体的に記され適切であること。 ・データ整備の体制が適切であること。	40
	11 システム開発手法	(1) 職員要望の反映 (2) 開発体制	・県担当者等、職員の要望を取り入れる手法が優れていること。 ・システムの開発体制について具体的かつ確に記述されていること。	30
	12 編成作業の容易さ	(1) 編成作業の容易さ (2) 修正作業の実演	・新規造林等でのGIS側のポリゴン追加、修正が操作性に優れ、併せて森林簿等のデータベース修正が容易にでき業務の効率化が図れること。 ・背景デジタルオルソへの一致を目的としたポリゴン修正作業が操作性に優れ、迅速に行えること。	80
	13 検索機能	検索機能の有用性	・GIS側からの検索機能が具体的に記載され、有用な機能が盛り込まれており、業務の効率化を促進するものであること。 ・森林簿側からの検索機能が具体的に記載され、有用な機能の追加が盛り込まれており、業務の効率化を促進するものであること。	40
	14 システムの連携	(1) GISと森林簿との連携 (2) 連携の具体的内容	・森林GISシステムと森林簿システムが完全連携をはかれる内容とする。 ・上記について連携の具体的内容が的確に網羅されていること。	40
	15 レイヤー追加	(1) 共通レイヤー機能 (2) ユーザーレイヤー機能	・共通レイヤー追加の機能が優れ、多様な種類のデータに対応できること。 ・ユーザーレイヤー追加の機能が優れ、多様な種類のデータに対応できること。	10
	16 GIS導入の目的、WBS	業務理解度	・GIS導入の目的を理解していること。 ・作成したWBS（作業分解図）が適正なものであること。	60
	17 システム機能追加	システム機能追加	・システム機能について、仕様書以上の有用な提案があること。	80
	18 マニュアル、教育	(1) マニュアル内容 (2) 職員教育	・過去に実施した国又は地方公共団体GISで作成したマニュアルがわかりやすいものであること。また、具体的事例を示していること。 ・マニュアル作成の手法が優れていること。 ・職員教育の手法が優れていること。	30
	19 保守	(1) 保守体制 (2) 保守内容	・保守で適切な体制が組まれていること。 ・保守で仕様書以上の有用な提案があること。	40
政策評価点	1 福祉への配慮	(1) 障害者雇用状況 (2) 本業務における鳥取県内の障害者雇用等	・入札参加者の障害者雇用率（共同企業体の場合は平均値で判定）が法律で示される値を上回っていること。 ・本業務実施の際に鳥取県内の障害者の雇用、鳥取県内障害者施設への下請け等を実施する計画があること。	40
	2 環境への配慮	(1) ISO14001等取得状況	・ISO14001又は地方公共団体が認証する環境配慮認証を取得していること。 ・共同企業体においては、上記認証を参加全社が取得していること。	10
総 合 計				850

